

令和 7 年

4 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年4月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年4月11日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（25名）

1 番	莊司太一郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	7 番	吉高祐二郎	委員
8 番	五十嵐弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員	10 番	飯塚 将人	委員
11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員	13 番	尾形 大介	委員
14 番	樋口 準二	委員	16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員
19 番	佐藤 利篤	委員	20 番	阿部 香美	委員	21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木治人	委員	24 番	伊與田明子	委員
26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員	28 番	田村 晴久	委員
29 番	遠田 裕己	委員						

4 欠席委員（4名）

6 番	佐藤 良	委員	15 番	佐々木浩希	委員	18 番	三浦ひとみ	委員
25 番	川村 恵実	委員						

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤千秋	事務局次長	遠田 博	主査	安倍 誠
農地係長	齋藤敏夫	主事	前田羽響	専門員	佐藤久志
調整主任	小松文緒	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

8 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○事務局長

ただいまから、令和7年4月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

4月の年度初めということで、初めに、農業委員憲章の唱和を行います。土田会長職務代理お願いいたします。

○土田職務代理者

それでは、農業委員憲章の唱和をお願いいたします。

皆さん、ご起立ください。

私が本文のそれぞれの「一つ、農業委員会は」まで読み上げますので、引き続き本文をご唱和願います。

農業委員会憲章。

私たち農業委員会は、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一つ、農業委員会は、農業、農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

○土田職務代理者

ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。

それでは、開会に当たり齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤会長

(挨拶)

○事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長よろしくをお願いいたします。

○齋藤議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、6番、佐藤良委員、15番、佐々木浩希委員、18番、三浦ひとみ委員、25番、川村恵実委員の4名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、12番、兼山宏勝委員、13番、尾形大介委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局長

報告事項につきましては、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について20件、2番、農地法第5条届出書の受理について1件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について3件、以上28件につきまして農地係長が報告いたします。

○齋藤農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤議長

これより議事に入ります。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして16件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明いたします。

○齋藤係長

農地法第3条の規定による許可申請について、17ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄にも記載がありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、説明いたします。

酒田11番、所有権移転、広野、田2筆、三川町の〇〇さんから広野の〇〇さんへ。相手側の要望、別紙1ページをご覧ください。

酒田11番、10アール当たりの売買金額が49万6,600円となっております。総額80万円からの割り返しとなります。

議案に戻りまして、酒田12番、賃貸借で吉田新田の田1筆、北千日町の〇〇さんから御成町の〇〇さんへ。相手方の要望、10年間で賃借料は1万円となります。

続きまして、酒田13番、賃貸借で、吉田新田の田2筆、北千日町の〇〇さんから御成町の〇〇さんへ。相手方の要望、10年間の契約で賃借料は1万円となります。

続きまして、酒田14番から酒田24番まで同じ受け人となります。

酒田14番、所有権移転で浜中の畑2筆、黒森の〇〇さんから広岡の〇〇さんへ。相手方の要望、別紙資料の1ページをご覧ください。

酒田14番、10アール当たりの金額は14万7,100円となります。こちらは、総額12万8,400円となります。

続きまして、酒田15番、所有権移転、浜中の畑1筆、三川町の〇〇さんから広岡新田の〇〇さんへ。相手方の要望、こちらも別紙をご覧ください。

酒田15番、10アール当たりの金額が20万円となります。総額2万5,600円となります。

議案にお戻りください。

酒田16番、所有権移転で、浜中の畑1筆、三川町の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望、売買となります。

別紙の1ページをご覧ください。

酒田16番、10アール当たりの単価が18万2,600円で、総額28万1,600円となります。

議案にお戻りください。

酒田17番、浜中の畑4筆、浜中の〇〇さんから広岡新田の〇〇さんへ。相手方の要望で売買となります。

別紙資料の方をご覧ください。

酒田17番、10アール当たりの売買金額が20万円となります。総額10万4,000円となります。

続きまして、酒田18番、所有権移転、浜中の畑1筆、東京都港区の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望の売買です。

別紙資料をご覧ください。

酒田18番、10アール当たりの金額が51万9,100円です。総額40万円となります。

議案の方にお戻りください。

酒田19番、所有権移転、浜中の畑3筆、庄内町の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望で、こちらも別紙1ページをご覧ください。

酒田19番、10アール当たりの金額が16万2,800円、総額25万1,800円となります。

議案の方にお戻りください。

酒田20番、浜中の畑1筆、三川町の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望、所有権移転。別紙1ページをご覧ください。

酒田20番、10アール当たりの金額が16万9,500円、総額13万9,000円となります。

議案の方にお戻りください。

酒田21番、浜中の畑1筆、広野の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望、売買となります。

別紙1ページをご覧ください。

酒田21番、16万8,100円となります。総額13万2,600円となります。

続きまして、酒田22番となります。議案の方へお願いいたします。

所有権移転で、浜中の畑4筆、中町の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望、売買です。

別紙資料1ページをご覧ください。

酒田22番、10アール当たりの単価が24万100円となります。総額106万8,600円となります。

続きまして、酒田23番、所有権移転、浜中の畑2筆、庄内町の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望、こちらは贈与となります。

酒田24番、浜中の畑、広岡新田の〇〇さんから〇〇さんへ。相手方の要望、こちらは贈与となります。

続きまして、酒田25番です。浜中の畑6筆、2万737平方メートル、相手方の要望、所有権移転で、

別紙資料1ページをご覧ください。

酒田25番、10アール当たりの単価は22万6,000円です。総額468万7,400円となります。

申請者である〇〇さんは、このたび法人を立ち上げ、ネギとメロンを中心に栽培し、農業生産に取り組んでいるとのこと。

それでは、申請者の〇〇さんは新規法人となりますので、別紙資料の2ページの法人要件審査表をご覧ください。

今回は、所有権移転農地取得となりますので、左側の農地所有適格法人に該当するかの要件確認となります。2番、形態要件は、非公開会社の株式会社となります。3番、事業要件は、主たる事業が農業ということで、定款に農産物の生産に関する記載があることと、今後3年間の計画書で、法人の売上高の過半が農業または農業関連であることを確認しております。4番、議決権要件は、株主名簿等により農業関係者が総議決権の過半を超えることを確認しています。5番、役員要件は、役員の過半が農業に常時従事すること。役員等の1名以上が農作業に従事することを確認しております。また、法人の役員等の国籍が日本であることを確認しています。6番、7番は、一般法人の要件のため不要です。8番の農地の権利取得のための基本的な要件である全部効率活用と地域との調和は、確認書等により確認しております。

参考資料として、別紙資料3ページ、4ページが法人確認届、5ページから13ページが登記簿と定款、14ページが営農計画書、15ページ、16ページが農地利用についての確認書となりますのでご覧ください。

以上のことから、〇〇さんは農地所有適格法人の要件を満たすものと考えております。

酒田25番の説明は以上となります。

よろしくご審議お願いします。

続いて、平田地区お願いいたします。

○平田総合支所 出嶋専門員

おはようございます。

それでは、平田4番になります。楯山の土地8筆、合計1万77平米ですが、これを東京の〇〇さんから竹田の〇〇さんへ。全部合わせて14件の売買ということになります。

別紙資料の1ページ目、ご覧ください。

14ということは、10アール当たり、米の単位に合わせますと0.001円ということになります。これにつきまして、詳細をご説明いたします。恐れ入ります、別紙資料の17ページからご覧いただければと思います。

この〇〇さんと〇〇さんにつきましては、親戚関係にあります。これまで〇〇さんが他の方に受委託受けておったのですが、それが令和7年1月31日の満期を受けて、あと更新ができないということになりました。その理由としては、7月25日の水害で、かなり影響を受けたところということもございますので、その意味で親戚に当たって〇〇さんのほうへ田の保全で売ったという形になります。

17ページの新規就農エントリーシートをつけております。わらびやうど等の植え付けを考えております。ただ、全面積ではありませんで、影響を受けた場所はもう保全管理ということにさせていただくということになるようでございます。

以上、第3条でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○齋藤議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

4月8日に第6班による農地調査委員会を行っております。議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないというのですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。
20番、阿部香美委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。
20番、阿部香美委員に退席を求め、暫時休憩します。

午前 9時57分 休憩
午前 9時58分 再開

○齋藤議長

再開します。
質疑に入ります。
20番、阿部香美委員に関連する議案書18ページ、酒田14番、15番、16番、17番、議案書19ページ、酒田18番、19番、20番、21番、議案書20ページ、酒田22番、23番、24番の議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
酒田14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番の議事参与の制限の案件について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤議長

異議ないようですので、酒田14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番の議事参与の制限の案件については許可決定といたします。
ここで、20番、阿部香美委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時00分 休憩
午前10時02分 再開

○齋藤議長

再開します。
続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。

議第21号、これまで許可決定した議事参与の制限以外の議案について許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定いたします。

以上により、議第21号については全て許可決定となりました。

続きまして、議第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明いたします。

○齋藤係長

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、今回2件ございます。

初めに、酒田11番です。錦町の〇〇さんから亀ヶ崎の〇〇さんへの所有権移転となります。

手蔵田字小堤の畑の合計6筆、1,318平米、転用理由が資材置場、農地区分は1種農地、許可基準は業務上必要な施設で、集落に接続で許可可能と判断しています。

別紙資料の1ページをご覧ください。

酒田11番、10アール当たりの売買価格が75万8,700円です。総額約100万円となっております。

別紙資料の20ページ目からの内容をご覧ください。

場所が手蔵田地区の集落で、集落の南側、屋際の畑となります。

21ページ目の配置図をご覧ください。

赤い線部分が申請地で、既存の資材置場に隣接しております。今年3月まで、〇〇さんが大豆を作付しておりました。こちらには、足場や除雪車、ホイールローダーを置く予定と伺っております。隣接農地所有者からも同意書を得ており、周辺居住者への影響もございません。

22ページから24ページまでが現況の写真となります。

22ページは、①方向を東側から奥を撮影したものとなります。

23ページが、②西側からの撮影となります。

24ページが、③北側から撮影したものとなります。

説明は以上となります。

続きまして、松山2番となります。

庄内町の〇〇さんから庄内町の〇〇さんへの使用貸借で、転用となります。

相沢字新田の田1筆、4,609平米となります。申請事由は土砂置場、農地区分は1種、許可基準は既存施設の拡張となります。

別紙資料の25ページからの内容をご覧ください。

場所は、松山の相沢地区で場外馬券場から東へ約700mほどの東側の農地となります。

26ページの配置図をご覧ください。

北側と東側を取り囲むように既存の残土置場がございます。

別紙資料の27ページが、東側から撮影した現況写真になります。

29ページが西側から撮影した現況写真です。

昨年6月に調査委員会で現地調査を実施しておりますが、その後の7月に発生した大雨災害で、松山地区でも大量の土砂が発生し、現在は公園の駐車場に仮置きしている状態です。今年度より公共債による工事本格化することから、残土置場の確保の必要性が高くなっていると伺っております。

また、地元からの合意も取れており、隣接する残土置場は、国土交通省のストックヤードとしての届出が済んでおり、国土交通省公式のホームページで確認ができる状態となっております。

なお、4月の総会でご承認いただいた際は、面積が3,000平米を超えることから、今月下旬に行われる県農業会議の常設審議委員会のほうにお諮りする案件の予定となっております。
松山2番は以上でございます。

○齋藤議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤議長
それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。
酒田11番の現地調査の結果については、私のほうから報告いたします。

○26番 齋藤均委員
26番、齋藤均です。
酒田11番ですけれども、去年の秋作まで、農業法人の〇〇のほうで大豆をかなりずっと長い間作っていて、きれいに大豆の作付と現在も耕起までして、それで今の状態の写真の状態になっております。
〇〇さんの水田あるいは畑を〇〇がだいぶ借り受け、ないし購入したりして、そういうやり取りをしていたんですけれども、このたび〇〇のほうでも、この屋際の大豆作付畑地も手が回らないのでどうしようかというような相談を受けているところ、〇〇のほうで資材置場に使いたいというような、双方の利害が一致したような形で、このような形で転用で資材置場というような流れで動いています。
説明としては以上です。よろしくご審議のほうお願いします。

○齋藤議長
続いて、松山2番の現地調査の結果を19番、佐藤利篤委員より報告願います。

○19番 佐藤利篤委員
19番、佐藤です。
松山2番について、農業委員2名で現地確認を行いました。雑種地と山林、宅地に隣接する農地であり、既存の施設とも隣接しております。周囲への影響もなく、地元の同意も得ていることから、規模としても転用はやむを得ないものと思われれます。よろしくご審議お願いします。

○齋藤議長
これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤議長

異議ないようですので、議第22号については許可決定いたします。
以上をもちまして、令和7年4月定例総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午前10時15分 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年4月11日

酒田市農業委員会

議長
(会長)

会長職務代理者

農地調査委員長

農業委員

農業委員
